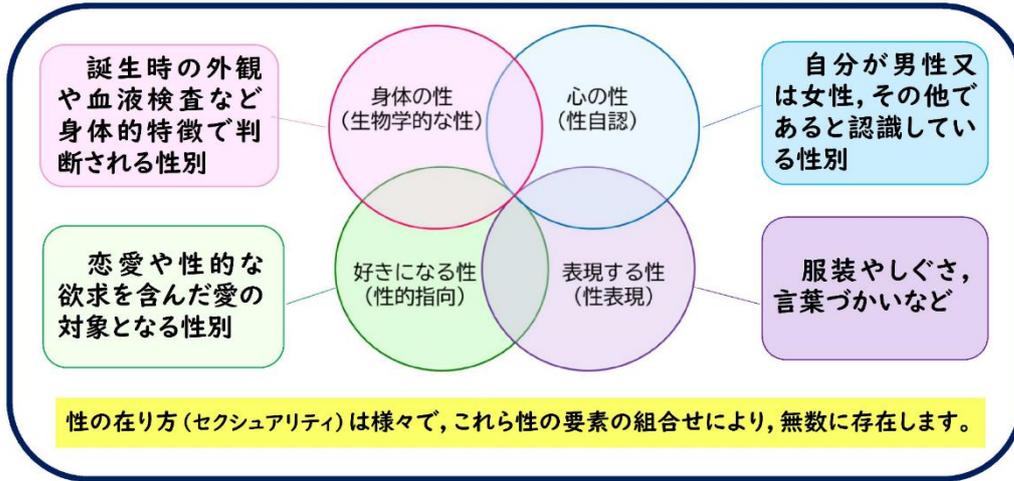


性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために

鹿児島県教育委員会

1 多様な性のあり方

私たちは、性を「女性」と「男性」という2つだけで捉えがちです。このような社会の意識によって、性的マイノリティとされる人たちは生きにくさを感じたり、苦痛を抱きながらの生活を強いられたりする現状があります。だからこそ、「性は多様である」ことを認識する必要があります。



2 LGBT とは

L	レズビアン 女性同性愛者	心の性が女性で、 好きになる性も女性の人
G	ゲイ 男性同性愛者	心の性が男性で、 好きになる性も男性の人
B	バイセクシュアル 両性愛者	異性を好きになることもあれば、 同性を好きになることもある人
T	トランスジェンダー (性同一性障害を含む)	身体の性と心の性が一致しないため、 身体の性に違和感をもつ人

「LGBTQ」という言い方もあります！
「Q」とは、自分の性別を決められない人や決めたくない人のことで「クエスチョニング」と言います。



3 性的マイノリティとされる児童生徒への対応

Q1： 学校として、性的マイノリティとされる児童生徒の実態把握をするために、アンケート調査などを行い積極的に把握すべきではないでしょうか。

A1： 性的マイノリティとされる児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒や教職員に対して秘匿しておきたい場合があります。一方的な調査や確認が行われると、当事者である児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあるので、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はありません。

学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。



Q2： 性的マイノリティと思われる児童生徒がいた場合、医療機関の診断を必ず受けるよう勧めた方が良いでしょうか。

A2： 医療機関を受診するかどうかは、性的マイノリティとされる児童生徒本人や保護者が判断することです。学校は、医療機関の診断の有無にかかわらず、当事者である児童生徒の心情や実情、保護者の意向等を踏まえ、学校生活の各場面において、適切な支援を行うことが大切です。

Q3： 他の児童生徒に対してカミングアウトしなければ、きめ細かな配慮を行うことができないのでしょうか。

A3： 本人の意思に反して、性別の悩みを暴露するなどのアウトティングや、本人にカミングアウトするよう強く勧めることは、当事者である児童生徒を傷つけ、不登校や自殺などにつながる危険性があります。

他の児童生徒や保護者との情報共有は、当事者である児童生徒やその保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。



Q4-1： 最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく対応するには、どうしたらよいのでしょうか。

Q4-2： 教職員間で情報共有をする際に、気を付けることはないのでしょうか。

A4-1： 当該児童生徒の支援は、組織的に取り組むことが重要であり、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し、組織で対応することは欠かせません。その際、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意し、当事者である児童生徒やその保護者に対して、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが必要です。

A4-2： 情報共有についての同意が得られた場合でも、学校内外等で情報を共有する範囲（伝えても良い相手は誰なのか）について確認しておくことが重要です。なお、校種間の連絡会等における情報共有についても、同様の対応が求められます。その際、アウトティングにならないよう、十分留意することが重要です。

アウトティングとは、本人の許可なくそのセクシュアリティ（性のあり方）を第三者に伝えることであり、重大な人権侵害行為です。

Q5： 性的マイノリティとされる児童生徒に対する学校の体制づくりをどのように進めていけばよいのでしょうか。

A5： 性的マイノリティとされる児童生徒の実情に応じて、体制づくりを行う必要があります。

学校内のメンバーとしては、相談を受けた者、管理職、担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが挙げられます。また、学校外のメンバーでは、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、教育委員会、医療機関の担当者などが挙げられます。



具体的には、「サポートチーム」、「支援委員会」、「ケース会議」の3つの組織が考えられます。

サポートチーム	校内外の構成員によって支援する組織
支援委員会	校内の構成員によって機動的に開催する会議
ケース会議	医療従事者等に識見を求める際に開催する会議

Q6： 性的マイノリティとされる児童生徒がつらい思いを訴えているにもかかわらず、保護者が受け入れない場合はどうしたらよいのでしょうか。

A6： 性的マイノリティとされる児童生徒への対応にあたっては、本人のみならず、保護者の心情や置かれている状況にも配慮が必要です。その上で、児童生徒の学校での様子を保護者に伝え、理解を求めていきましょう。

学校においては、サポート体制を整え、できる支援を進めていくことが大切です。



Q7： 性的マイノリティとされる児童生徒が入学するにあたっては、学校としてどのように受け入れ準備をすればよいのでしょうか。

A7： 当事者である児童生徒に対して、学校等でこれまでどのような支援をしてきたかをしっかり把握した上で、サポート体制をつくっていくことが大切です。その際、当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。



小学校で、「性の多様性」についての学習を行っておくと、進学先の中学校では対応がしやすくなります。

Q8： 性的マイノリティとされる児童生徒に対する学校生活での支援は、どのようなことが考えられるのでしょうか。

A8： 性的マイノリティとされる児童生徒が有する違和感の強弱は、成長等に伴って変動があり得るものとされていることから、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが大切です。

児童生徒の違和感(例)	学校における支援(例)
・スカートをはきたくない。	・ズボンや体育服の着用を認めています。
・下の名前で呼ばれたくない。	・名字で呼ぶなど工夫をしています。
・男子名簿に名前があるのは嫌だ。	・児童生徒の目に触れる名簿は、性別で分けない名簿を使用しています。
・短い髪は嫌だ。	・長髪を認めています、髪は束ねさせています。
・男子用トイレを使いたくない。	・多目的トイレの利用を許可しています。

当該児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら、支援を進めることが重要です。



4 相談しやすい環境づくり

保護者にもなかなか相談できずに一人で思い悩む児童生徒にとって、私たち教職員は、相談できる身近な存在の一人です。いつ、どこで、誰が相談されてもいいように、しっかりと準備をしておく必要があります。

令和4年12月に改訂された生徒指導提要（文部科学省）には、性的マイノリティに関する項目が新たに追加されているので御確認ください。

- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。
- まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）から

5 相談窓口

- | | | |
|--------------------|---------------|----------------------------|
| ○ 県中央児童相談所 | ☎099-264-3003 | ☎099-275-4152 (子ども・家庭110番) |
| ○ 県精神保健福祉センター | ☎099-218-4755 | |
| ○ 鹿児島地方法務局 | ☎099-259-0680 | |
| ○ かがしま子供SNS相談・通報窓口 | | |
| ○ 24時間子供 SOS ダイアル | ☎0120-0-78310 | |
| ○ 子どもの人権 110 番 | ☎0120-007-110 | |
| ○ かがしま教育ホットライン 24 | ☎0120-783-574 | ☎099-294-2200 |
- LINE



Web

